



おおなん

広報邑南
PUBLIC RELATION OF OHNAN



事故ゼロおおち出陣式 邑南の陣
いわみ西保育所 年長のみなさん

地区別戦略ニュース

3月19日に、平成30年度邑南町地区別戦略実現事業（以後、「ちくせん」という。）の年度末報告会を、田所公民館を会場に開催しました。昨年度の報告会と同様に、12の地区ごとに取り組み発表ブースを設け、誰もが興味のある取り組みを自由に聞きに行くことができる形式で開催しました。

今回の大きな特徴は、新聞4社の記者に参加いただき、各地区の取り組みを見られたうえで、取り組みや広報・情報発信に関するアドバイスをいただく時間を設けて開催した点です。この効果は早速あらわれ、布施地区には取材が入ることが決まったようです。

当日は、ちくせん実施団体を中心に約200人が参加されました。町外からの参加も比較的多く見られ、邑南町のちくせんに対する関心が高いことが伝わりました。



各地区の取り組みに真剣に聞き入っています

当日のプログラム	
午後6時30分	開会挨拶
午後6時35分	人口介護分析等報告
午後7時5分	12地区からの3分PR
午後7時50分	地区ブース発表①
午後8時35分	地区ブース発表②
午後9時15分	閉会挨拶
午後9時25分	記念撮影

4月に入りちくせんは最終年度に入りました。取り組みを継続していくためには、今年1年が非常に重要な年となります。補助金に頼らず自主運営を継続するには、何をしなければならないのかを検討・試行していくことが大事になります。補助事業としてのちくせんは終了しても、各地区の取り組みとしてのちくせんは、今後も継続していきます。今年度はラストイヤーでもあり、次のステップへの助走期間でもあることを忘れずに、取り組みたいですね。



邑南町のますますの発展を願って参加者で記念撮影

火の取り扱いに注意しましょう！

平成30年中の火災は4件でしたが、今年に入ってから、家屋火災を含み3件の火災が発生しています。火の取扱いには十分に注意しましょう。

邑南町の出火原因で多いのが、春先の草焼きなどです。火災を防ぐためのポイントをもう一度確認しましょう。また、草焼きなど、「火災と紛らわしい行為」をする場合は、消防署への届け出が必要になります。必ず最寄りの消防出張所へ届け出をしてください。

防災情報

総務課危機管理室

☎ 95-1111 IP 050-5207-3000

火災を防ぐためのポイント

- 乾燥注意報や強風注意報発令中は、延焼速度が速くなるので絶対に野焼きなどしないようにしましょう。
- 火気の使用中はその場を離れず、必ず消火を確認すること。
- たばこの吸いがらは必ず消し、投げ捨てないこと。

※火災の多くは、私たち一人一人が気をつければ防ぐことができる災害です。

火災を防止し、邑南町の貴重な財産を守りましょう。

皆様のご協力をお願いします。

平成31年度 邑南町消防団新体制

◇邑南町消防団新入団員（平成31年4月1日付け）

階級	氏名
団長	熊山 仁志
副団長	倉見 譲
	三次 宏昭
	中井 伸人

分団長	
分団名	氏名
第1阿須那分団	山根 悦文
第2口羽分団	三上 孝行
第3田所分団	松川 始
第4出羽分団	高川 敬司
第5高原分団	元根 正規
第6布施分団	松島 秀樹
第7市木分団	稲垣 博利
第8矢上分団	秋田 弘昌
第9中野分団	吉賀 時夫
第10井原分団	北村 誠
第11日貫分団	古田 五二嗣
第12日和分団	月森 康男

新入団員	
分団名	氏名
第1阿須那分団	日高 隼
第2口羽分団	兼正 隼斗
第3田所分団	玉田 良二
第3田所分団	日高 憲太
第3田所分団	上田 秀太郎
第3田所分団	日高 渉
第3田所分団	丸江 憂也
第4出羽分団	静間 啓史
第5高原分団	石倉 裕太
第6布施分団	宇津田 俊哉
第7市木分団	能美 草太
第7市木分団	福井 智也
第10井原分団	野田 泰典
第10井原分団	渡邊 大洋
第11日貫分団	瀧田 健志朗
第12日和分団	金川 裕樹

6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。

人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権について関心を持っていたり、人権に関する啓発活動を行っています。

毎年6月1日は人権擁護委員法が施行された日を記念して人権擁護委員の日と定められています。

この日にあわせて「全国一斉特設人権相談所」を開設します。相談は無料で秘密は守られます。なお、予約は必要ありません。不当な差別、職場や学校でのいじめや嫌がらせなど人権を傷つけられたと感じられることがありましたら、1人で悩まず相談してください。

◎相談に関するお問い合わせ先
松江地方事務局浜田支局
☎0855・22・0959

◎特設人権相談所開設日

【場所・日時】

▼矢上交流センター
6月3日(月)
9時～12時

▼口羽公民館
6月3日(月)
13時～16時

▼布施公民館
6月7日(金)
13時～16時

◎人権擁護委員

地域	氏名
羽須美	嶋渡 昭壯(下口羽) 光田 雅巳(阿須那) 能美 由美子(市木)
瑞穂	日高 誠(下田所) 三上 俊一(高見) 高橋 雄一(山田)
石見	伊東 ゆづ子(中野) 土井 美恵子(矢上) 島田 隆文(日和)



人権の考えを知っていただくため街頭活動も行っています

邑南町太陽光発電システム等設置事業補助金

邑南町では、太陽光発電設備等を設置される方に補助金を交付します。

【補助対象設備】

(1) 住宅用太陽光発電システム

①低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力の合計値が10kW未満の太陽光発電システムであるもの。

②電力会社と電灯契約を結び、余剰電力の受給契約が結ばれて

いるもの。

③未使用品であること。(中古品は対象外)

④リースでないこと。

(2) 蓄電池設備
①右の要件を満たす住宅用太陽光発電システムと同時に設置されたもの。

②蓄電容量が1.0kWh以上で、停電時などに活用できるもの。

③未使用品であること。(中古品は対象外)

④リースでないこと。

(3) 太陽熱設備

①太陽熱を給湯又は冷暖房等に利用する設備であるもの。(ソーラーシステムに限る)

②集熱器と貯湯部分が分離した設備であるもの。

③未使用品であること。(中古品は対象外)

④リースでないこと。

※この設備を設置された方は、設置後2年間電気代、ガス代等の利用状況の報告が必要です。

【補助対象者】

(1) 町内に自らが所有し、居住する家屋(別荘等、一時的に使用する家屋を除く)又は町内に自らが居住するために新築、改築する家屋に補助対象設備を設置する方。

(2) 町内に自らが居住するために、建売住宅供給者等から補助対象設備が備え付けられた家

屋を購入する方。

(3) 町内の事務所又は事業所に補助対象要件を満たす太陽熱設備を設置する事業者の方。

(4) 町税に滞納がある場合は、補助

対象者となることができません。
※単身赴任の方や、邑南町に転入予定の方も対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【補助金額等】

(1) 住宅用太陽光発電システム
太陽電池の公称最大出力10kWあたり1万円(上限:4万円)

(2) 蓄電池設備
設置経費(上限10万円)

(3) 太陽熱設備
設置費用の1/2以内(上限30万円)

(4) この補助金は島根県の「太陽光発電等導入支援事業補助金」を充当しています。

(5) 補助金は予算の範囲内で交付します。

※補助金額は千円未満の端数を切り捨てます。

【補助予算額】

平成31年度:28万円

【申請・お問合せ先】

邑南町役場地域みらい課
☎095・11117

IP050・5207・3019

【補助要綱・申請様式の掲載場所】

邑南町ホームページ
地域みらい課

<http://www.town.ohnan.lg.jp/>

地域起こし協力隊が着任しました！



4月1日に新たな地域おこし協力隊10人の委嘱状交付式が行われました。

後列左から

衣笠 裕介
①おーなんアグサポ隊
②愛知県

馬石 優
①耕すシェフ
②大阪府

市川 純一郎
①おーなんアグサポ隊
②大阪府

川崎 洋平
①耕すシェフ
②東京都

前列左から

衣笠 紀子
①おーなんアグサポ隊
②埼玉県

馬石 佐登美
①耕すシェフ
②大阪府

河野 寛美
①耕すシェフ
②大田市

倉 和香
①耕すシェフ
②京都府

内藤 直子
①耕すシェフ
②松江市

左上

初谷 慎吾
①ふるさとリノベーター
②東京都

氏 名
①活動内容
②前住所

行政相談委員の委嘱

三上洋司さん（羽須美地域）・藤田憲司さん（瑞穂地域）・藤間修さん（石見地域）の3人が行政相談委員として4月1日付けで、総務大臣から当町担当の行政相談委員に委嘱されました。委嘱期間は2021年3月31日までです。

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者（ボランティア）で、定期的に役場や公民館等で行政相談所を開設し、住民の皆さんの身近な相談相手として、役場の仕事に関する苦情、意見、要望、問い合わせなどの相談を受け付け、関係行政機関に対し改善の申入れを行うなどして、その解決の促進を図っています。



交通事故に気をけましょう

はつらつモデル地区して意識

高齢者を悲惨な交通事故から守るためのモデル地区として井原地区が選ばれ、4月23日に井原公民館で指定式が行われました。

指定式では、井原福寿会会長の服部さんと同副会長の神田さんが指定証と旗を受け取られました。

指定式後は、詐欺に遭わないための防犯講習がありました。高齢者をねらった詐欺は年々巧妙化しており、親子家族のあいだで今一度、話し合い、お金の話しをする時には合言葉を定めるなどの対策を取ってください。

講習会が終わると、川本警察署が持参された反射神経



交通安全体験コーナー



モデル地区指定証を受け取る服部さん（左）と神田さん（右）

を測る機械や、安全装置のついた車を体験しました。

邑南町全体を見ても、高齢者の交通事故が目立つようになってきました。運転者は「スピードを出しすぎない」歩行者は、運転者に目立つように「反射材をつける」など、お互いに気をつけ悲惨な事故をなくすよう心がけましょう。

高原地区のにぎわい

第31回 星ヶ丘桜まつり

4月13日に高原体育館で第31回星ヶ丘桜まつりが開催され、瑞穂地域5社中・出羽子ども神楽団・北広島町の中川戸神楽団による神楽共演大会が開かれました。

地元の高原神楽団による「潮祓い」で始まった神楽大会は時間が経つに連れて観客も増えていきました。出羽子ども神楽団は「葛城山」を上演し、大人顔負けの熱演で大きな声援をうけていました。

大トリを務めた中川戸神楽団は「瀧夜叉姫」を演じ、奇抜な演出で舞台を盛り上げていました。



“葛城山”を熱演する出羽子ども神楽団



多くの観光客で賑わうバザー会場

観光交流のイベント

花桃まつり

4月13日に、羽須美地域川角集落で花桃まつりが開かれ、地元の方はもとより県外からも観光客が来られ、きれいに手入れされた花桃を見学していました。この日は川角集会所の敷地でバザーが出店され、羽須美の特産品などに多くの方が舌鼓を打っていました。

令和元年度

邑南町職員採用試験

◆採用予定人数

- ① 一般事務職員 5人程度
- ② 管理栄養士 1人程度

◆受付期間

◎直接・郵送の場合
6月3日～8月9日

◆受験資格

- ① 一般事務職員
平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
- ② 管理栄養士
昭和59年4月2日以降に生まれた者で、管理栄養士免許取得者、または令和2年3月31日までに行われる国家試験により当該免許取得見込みの者

◆試験の日時、試験会場

◎第1次試験

9月22日(日)

島根県立大学(浜田市)

◎第2次試験

10月中旬 予定

邑南町役場

◆試験手続及び詳細

※試験案内及び申込用紙は役場総務課及び各支所で6月3日(月)から交付します

※しまね電子申請サービスを利用する場合

s-kantan.com/town-ohnan-shimane-u/

◆問い合わせ先

邑南町役場総務課 人事係

☎ 95・1111

IP 050・5207・3000



私たちと一緒に邑南町で働きませんか!?

令和元年度

公立邑智病院

職員採用試験

【試験区分】

- ・ 薬剤師・・・1名
- ・ 看護師・・・3名
- ・ 一般事務・・・1名

【内容・試験日・会場】

◆第1次試験

△薬剤師・看護師▽

内容・・・エントリーシート

△一般事務▽

内容・・・教養試験・事務適性検査

検査

日時・・・7月28日(日)

会場・・・公立邑智病院

◆第2次試験

内容・・・作文試験・面接試験

日時・・・8月18日(日)

会場・・・公立邑智病院

【受付期間】

4月26日～6月20日

【受験申込・問い合わせ先】

受験手続の詳細はホームページをご覧ください。ご質問はホームページをご覧ください。

http://www.ohchihospital.jp

公立邑智病院(総務係)

☎ 95・2111

矢上診療所

☎ 0855-95-3070

※5月から一部診療体制が変更になっています。診療予約も可能です。

受付時間	月	火	水	木	金
8時30分 ～11時30分	○	○	○	○	○
13時00分 ～14時30分	第1・第3・第5 ○	○	○	休	○

第2・第4月曜日の午後・木曜日の午後、土曜・日曜・祝日は休診です。

2019年度 毎月第4土曜日

オオナンお宝ウォーキング

* ウォーキングで健康生活始めませんか？

邑南町では、いつでも気軽に取り組むことが出来る運動として、ウォーキングを推進しています。運動を始めたいがきっかけが欲しい方、皆で楽しく歩きたい方など気軽にご参加ください。

* ウォーキングは良い効果がいっぱい！

- ◇ 高血圧・高血糖・脂質異常など生活習慣病の予防・改善
- ◇ 体力・持久力の向上、関節痛の予防・改善
- ◇ ストレス解消・リフレッシュ効果



<参加者の声>

- ・毎月参加していると季節を感じる事が出来て気持ち良い
- ・血圧が安定するようになった
- ・毎月みんなで歩くことが楽しみになっている

★ウォーキング年間スケジュール★



★初めての方でも、気軽にご参加ください。
★各地区の名所や頑張っている人など、地域の「お宝」を巡りながら歩きます。

参加申し込み： 保健課・該当月の公民館

保健課 083・1123
福祉課 095・1115
羽須美支所 087・0221
IP 050・5207・5002
IP 050・5207・3008
IP 050・5207・6500

※詳しくは、各公民館に置いてあるチラシをご覧ください。

児童扶養手当について

◆児童扶養手当

父母の離婚などにより父母と生計を共にしていない児童の父母、父または母の身体等に重度の障がいがある場合、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に対し、児童の健全やかな成長を願って支給される手当です。

【支給期間】

児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日まで支給できません。

【手当月額】

全部支給 42,910円
一部支給 10,120円
42,900円

第2子は月額10,140円、第3子以降は1人月額6,080円ずつ加算されます。

※一部支給額は所得に応じて、10円単位の額となります。

●受給者は、毎年8月1日から8月31日までの間に、現況届を行う必要があります。

※一部支給停止措置について平成20年4月以降、支給期間が5年を経過する等の要件に該当する方は、適用除外事由（就業あるいは求職活動などを行っている場合や、求職活動ができない事情などがある場合）に該当する方を除いて、手当額の2分の1が支給停止になります。

障がい福祉情報コーナー

◆特別児童扶養手当

身体・知的または精神に障がいのある児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

【支給期間】

児童が20歳に達する月まで支給できます。

【手当月額】

1級 52,200円
2級 34,770円

※手当額は、障害等級の1級（重度）と2級（中度）に規定されています。

●受給者は、毎年8月11日から9月10日までの間に、所得状況届を行う必要があります。

◆特別障害者手当

◆障害児福祉手当

町では重度障がい等により常時介護を要する在宅の障がい児、障がい者に対し、手当を支給しています。

【支給資格】

◎特別障害者手当

精神または身体に重度、重複の障がいがあり常時介護を要する在宅の20歳以上の者

◎障害児福祉手当

重度障がいがあり、常時介護を要する在宅の20歳未満の者（児）

者（児）
【手当月額】

◎特別障害者手当
27,200円

◎障害児福祉手当
14,790円

●受給者は、毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況と現況を届け出る必要があります。（所得基準内であることを確認します。）

【児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の申請・問い合わせ先】
福祉課

☎ 95・1115

IP 050・5207・3008

瑞穂支所

☎ 83・1121

IP 050・5207・5000

羽須美支所

☎ 87・0223

IP 050・5207・6500

ひきこもり家族教室を開催します！

ひきこもりの問題に悩む家族を対象とした教室です。お気軽にご参加ください。

日時・場所

初 回：川本会場 7月23日 川本合同庁舎 504 会議室

第2回目：浜田会場 9月25日 浜田保健所

出雲会場 9月10日 出雲保健所

第3回目：浜田会場 10月30日 浜田保健所

出雲会場 10月18日 出雲保健所

対象 中学校卒業後のひきこもり当事者のいるご家族

申込方法 電話又はFAX 又は郵送で申し込んでください。

※ 詳細はお問い合わせください。

問い合わせ・申込 島根県立心と体の相談センター 相談判定課

☎ 0852-32-5905 Fax. 0852-32-5924

いずれの会場も時間は、13時30分～16時までとなっております。

第2回目以降は、川本合同庁舎会場はございません。浜田保健所と出雲保健所が会場となりますので、最寄りの会場へお越しください。

消費税の軽減税率制度説明会

消費税の軽減税率制度について説明会を開催します。
参加を希望される人は、事前に浜田税務署へ連絡ください。
なお、定員になり次第、受付を終了します。

日時：6月10日～14日
午後3時30分～午後5時
場所：浜田税務署 2階大会議室
対象者：事業者

※駐車場には限りがありますので公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ先 浜田税務署 総務課 0855-22-0361

事業所名	職種	内容	年齢	備考
有限会社 市木運送 (市木)	トラック運転手(パート)	大型トラックにて近距離の輸送業務	不問	大型自動車免許一種
有限会社 寺本建設 (原村)	廃油回収車の運転・作業	使用済み天ぷら油を契約先から回収し、燃料にリサイクル	不問	普通自動車運転免許(AT限定不可)
	土木作業員	工事現場において、土砂の掘削埋め戻し等の作業	不問	普通自動車運転免許(AT限定不可)
食と農人材育成センター (日和)	調理員	矢上高校寄宿舎の食事の調理	不問	調理師、管理栄養士資格優遇あり
(有) 邑智ピッグファーム (日貫)	飼育管理者	養豚場において豚の飼育管理及び出荷・洗浄等の作業	不問	普通自動車運転免許(必須)
株式会社 ダスキンプロダクト中四国 (北広島町大朝)	工場内作業	マット、モップの洗浄、加工仕上げ、天然水の充填、出荷等	39歳以下	
株式会社 トリコン (中野)	技能職(日勤・交代勤務・パート)	LEDランプの製造等にかかる機械オペレーター	不問	
おおなん福祉会「ゆめあいの丘」(上亀谷)	介護職員	入所者の入浴、排せつ、食事の支援等	不問	
おおなん福祉会「瑞穂西事業所」(上亀谷)	介護職員	デイサービスとホームヘルパーの介護業務に従事	不問	介護福祉士、ヘルパー2級(あれば尚良し)
(有) 千代田ファーム(北広島町大朝)	肥育牛の飼養	飼料の給与、床替え、健康管理、見回り	不問	普通自動車運転免許(AT限定不可)
(株) 雲海 (矢上)	調理人	霧の湯・いこいの村しほりでの調理業務	不問	調理師免許(あれば尚良し)
	接客スタッフ	霧の湯・いこいの村しほりでの接客業務	不問	
島根県社会福祉事業団「緑風園」(中野)	世話人(非常勤職員)パート	入所者の食事の提供・清掃等	69歳以下	
	支援員	入所者の生活支援業務等	64歳以下	
	調理員	入所者の給食調理業務	45歳以下	調理師免許(あれば尚良し)

祝日を除く

紹介所は商工観光課内にあり、午前8時30分から午後5時まで、毎日相談に応じています。(土日

邑南町無料職業紹介所 求人情報

【問い合わせ先】 邑南町無料職業紹介所 ☎ 95-2565 (商工観光課内) IP 050-5207-3020



最新の邑南町の求人情報はハローワークインターネットサービスをご利用ください。
<https://www.hellowork.go.jp/index.html>



福祉・保育の就職フェア アしまね

島根県内の福祉事務所の人材確保
および福祉職場に就職を希望する
人への支援を目的に開催します。

日時・会場：

- ① 6月1日(土) 12時～15時
くにびきメッセ(松江市)
- ② 5月25日(土) 12時～15時
朱鷺会館(出雲市)
- ③ 5月19日(日) 13時～17時
県立石見武道館(浜田市)

内容：しまねの福祉魅力発信コー
ナー(松江・出雲のみ)、事業所
による個別就職面談コーナー、
就職支援機関等による個別相談
コーナー、福祉の仕事説明コー
ナー

※参加無料、申込不要、入退場自
由、服装自由、年齢制限なし

問 社会福祉法人島根県社会福祉
協議会(島根県福祉人材センター)
☎ 0852-32-5957



労働保険年度更新

労働保険(労災保険・雇用保険)
に加入されている事業主は年度更
新の手続きを6月1日から7月
10日までの間に申告・納付手続
きを行ってください。インター
ネットを使った電子申請もできま
す。

問 島根労働局総務部労働保険徴
収室 適用係

☎ 0852-20-7010

6月の納税

- ◎町県民税(1期)
 - ◎国民健康保険税(3期)
- 納期限 7月1日(月)**
7月の納税
固定資産税 2期
国民健康保険税 4期(本算定)



法律相談一斉相談会

6月28日(金)に法律の一斉相談
会が開催されます。

大田会場 10時～16時

おおだふれあい会館

川本会場 13時～16時

川本町役場

江津会場 10時～16時

江津市役所

浜田会場 10時～16時

石見法律相談センター

益田会場 10時～16時

益田市人権センター

問 石見法律相談センター

☎ 0855-22-4514



労働相談会

パワハラ・セクハラ・突然解雇・
賃金不払など、労働者と事業主と
の間のトラブルを解決する相談会
が開催されます。

日時・会場

6月30日(日)11時～15時

いわみーる

(浜田市野原町1826-1)

※事前申込者優先ですが、当日受
付もしております。

問 島根県労働委員会

☎ 0852-22-5450



島根県育英会の奨学生 募集

2019年度高等学校等に在学して
いる生徒を対象に奨学生の募集が
あります。奨学生願書は各学校に
あるので、6月7日までに各学校
へ提出してください。

問 ☎ 0852-28-1981

お知らせ

このコーナーは、皆さんの暮らしに役立つ情報
を掲載しています。

詳しい内容は、それぞれ問い合わせください。



島根県司法書士相談会

遺産相続・遺言・不動産の売買・
名義変更登記・お金の貸し借り・
借金・ローン・クレジット・悪質
商法・会社の登記・裁判・調停・
成年後見等高齢者の財産管理など
さまざまな法律相談・登記相談が
開催されます。

日時・会場

【要予約の相談会場】

①吉賀会場

6月2日(日)10時～12時

六日市基幹集落センター

鹿足郡吉賀町750

②益田会場

6月20日(木)13時～17時

益田市人権センターあすなろ館

益田市須子町3-1

問 島根県司法書士会

☎ 0852-60-9211



特別支援教育公開学校

江津清和養護学校で特別支援教育
に理解を深める学校公開が開かれ
ます。

日時・場所

6月17日(月)・18日(火)・20

日(木)・21日(金)の4日間

江津清和養護学校

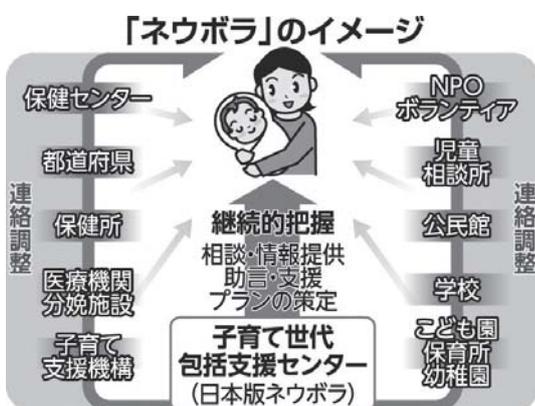
問 ☎ 0855-52-2613

FAX0855-52-2614

国際交流員アーロさんが語るフィンランド

ネウボラ

フィンランドの福祉制度として有名なネウボラは、1922年に、主に乳幼児死亡率を下げるために設立されました。ネウボラはフィンランド語で「相談のところ」という意味で、設立時14%だった乳幼児死亡率が、医療の発展とネウボラにより、0.17%に下がりました。フィンランドは世界で乳幼児死亡率が低い国でした。(2017年、国際連合による乳幼児死亡率調査)



現代のネウボラも乳幼児死亡率や子供の健康などの問題を下げするために様々な対策に努力を注ぎ込んでいます。そして、現代のネウボラは、乳幼児の保健だけではなく、親の精神保健も含めて相談を行っています。生活の環境を観察するため、家庭訪問も行われています。ネウボラの職員は少なくとも保健師、看護師、助産師のいずれかの資格を持った、フルタイムのネウボラ相談師です。ネウボラは、フィンランドのそれぞれの自治体が設立や管理をする義務になっています。1960年に、全国のネウボラの数は一人口の1000人につき1か所になっていましたが、それからは交通手段の発展や出産率の減少のため、少し減っています。

フィンランドを学んでみませんか？
フィンランドについての出前講座も行っています（料理教師、音楽、教育、福祉、クラフト作りなど）。
お問い合わせは邑南町教育委員会生涯学習課（☎ 83-1127）までご連絡ください。



邑南町国際交流員
アーロ・ハーヴィスト

ご入学おめでとうござります！

4月9日に町内の小中学校で一斉に入学式が行われ、小学校は75人、中学校には71人が新たに入学しました。
 矢上小学校では、6年生がお迎えの言葉を贈った他、全員で歌を歌って新入生を歓迎しました。
 一方で、日貫小学校では残念なことに新入生がおらず、入学式ではなく進級式を行いました。



矢上小学校では 20 人の新入生を迎えました

小学校名	新入学生数
矢上小学校	20人
石見東小学校	12人
日貫小学校	0人
瑞穂小学校	28人
市木小学校	1人
高原小学校	11人
阿須那小学校	2人
口羽小学校	1人
合計	75人



1 人の新入生を迎えた市木小学校

中学校名	新入学生数
石見中学校	37人
瑞穂中学校	24人
羽須美中学校	10人
合計	71人



10 人の新入生を迎え入れた羽須美中学校

学生納付特例制度をご存じですか？

Q. 学生納付特例制度はどんな制度？

A. 前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

●学生納付特例制度のメリット

- ①老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されます。
- ②病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

●対象になる人

大学（大学院）、短大、高等専門学校、各種学校に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の人。

<前年所得のめやす> 118万円+（扶養親族等の数×38万円）以下

Q. 手続きはどうするの？

A. 最寄りの年金事務所または役場町民課・各支所で手続きができます。印鑑と、学生証の写しなどの学生であることを証明するものが必要です。

Q. 手続きしないとどうなるの？

A. 万一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります。

病気やけがで障がいが残ったときに、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行わないまま保険料を納めずにいたりすると、障害基礎年金が受け取れなくなる可能性があります。

Q. 学生納付特例制度はどんな制度？

A. 将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めることができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に納める場合、承認当時の保険料に経過期間に応じた加算額がプラスされます。



【問い合わせ先】
 浜田年金事務所 ☎0855-222-0670
 町民課 ☎095-1111-4
 瑞穂支所 ☎083-111-4
 羽須美支所 ☎087-222-1
 IP ☎050-552007-650000
 IP ☎050-552007-650000
 IP ☎050-552007-650000



クルーズ客船「コスタ・ネオロマンチカ」 船内見学会の参加者募集

クルーズ客船「コスタ・ネオロマンチカ」の船内見学会が7月7日にあります。

参加を希望される方は浜田港振興会ホームページをご覧ください。

日時 7月7日(日) 12:30～14:00(受付は12:00～)

場所 浜田港福井埠頭3号岸壁(コスタ・ネオロマンチカ船内)

※受付場所は、浜田ポートセンター

募集人員 40人(応募者多数の場合は抽選)

募集方法 浜田港振興会ホームページの「お知らせ」をご覧ください。

<http://www.hamada-minato.jp/index.html>

☎ 0855-24-7733

募集締切 6月14日

留意事項 外国客船のため、船内見学会参加にはパスポートが必要です。



改元詐欺にご注意を！

改元に便乗しキャッシュカードをだまし取る詐欺被害が近隣の県で発生しています。

高齢者の方に家電量販店の店員を名乗る男から「他人があなたのカードを使おうとしたので止めた。カードが偽造されている可能性がある。」などという内容の電話があり、その後、県の保険機構を名乗る男が高齢者の方を訪れ、キャッシュカードをだまし取るという特殊詐欺も発生しています。

少しでもおかしい、不審だと感じたら一人で悩まず、ご家族やご友人、最寄りの警察署または警察相談専用電話「#9110」に相談しましょう。

その他にも生活の中で困ったことがあれば邑南町消費者問題協議会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

邑南消費者問題協議会(役場町民課内)

☎ 95-1114 IP0505207-3006

図書館だより

図書館本館 ☎ 83-1760 IP050-5207-4600

羽須美分館 ☎ 88-0001 IP050-5207-6000

石見分館 ☎ 95-1044 IP050-5207-2400

平成30年度 邑南町でよくよまれた本

<一般書>

第1位 「九十歳、何がめでたい」 佐藤愛子 小学館

「コーヒーが冷めないうちに」 川口俊和 サンマーク出版

第2位 「大家さんと僕」 矢部太郎 新潮社

(2019年本屋大賞受賞作) 「そしてバトン・・・」 瀬尾まいこ
文藝春秋

第3位 「魔力の胎動」 東野圭吾 角川書店

<児童書>

1位 「しろくまちゃんのホットケーキ」 わかやまけん こぐま社

2位 「だるまさんの」 かがくいひろし ブロンズ新社

3位 「あっちゃんあがつく」 さいとうしのぶ リーブル

昨年度に比べ、図書館の個人貸出数は1000冊、来館者数は980人増加しました。暖冬の影響もあると思われますが、うれしいことです。より一層のご利用をお待ちしています。

新刊案内

「とめどなく囁く」

桐野夏生 / 著

幻冬舎

「カゲロボ」

大皿泉 / 著

新潮社

「検事の信義」

柚月裕子 / 著

KADOKAWA

「FACTFULNESS」

ハンス・ロスリング / 著

日経BP社

「もっともっとまいにち布ぞうり」

蔭山はるみ / 著

日本ヴォーグ社

<行事予定>

6月15日(土) おはなし会

図書館石見分館は蔵書点検のため5月28日～5月31日まで臨時休館します。

インターネット、携帯電話から検索・予約ができます。

右のQRコードから携帯サイトへアクセスできます。



4月 交通事故発生状況

		発生	死者	傷者
邑智郡	4月	1件	0人	1人
	前年比	-2件	0人	-2人
邑南町	4月	0件	0人	0人
	前年比	0件	0人	0人
石見地域	4月	0件	0人	0人
瑞穂地域	4月	0件	0人	0人
羽須美地域	4月	0件	0人	0人

まちの DATA

人口の動き

(平成31年4月30日)

	前月比	前年同月比
男 / 5,106人	1	-89
女 / 5,573人	-15	-133
計 / 10,679人	-14	-222
世帯数 / 4,892世帯	5	-69

65歳以上の割合 44.1%

※住民基本台帳人口(外国人含む)を使用しています。

編集後記

10日もあると思っていたゴールデンウィークも、あっという間に過ぎ去ってしまいました。田植えも終わり、邑南町もきれいな田園風景となりました。

これから本格的な夏に向けて暑さ対策が必要になってきます。昨年は猛暑で、町内各地でも行事の中止が相次ぎました。学校ではプールの使用が禁止され、子ども達にとっては退屈な夏ではなかったでしょうか。

炎天下での農作業は体力の消耗も激しいので、疲れたなあとさえは無理せず、水分や塩分の補給と休憩を、こまめに取るようにしてください。

近年は、猛暑や豪雨・豪雪など自然災害が目立つようになってきました。これからの時期は梅雨や台風など水害に気を付けなければならなくなります。

遭わないことがベストではありますが、いつ何時、起こるか分からないのが自然災害です。万が一の場合に、いつでも自分の身を守るよう、日ごろから備えをしておいてください。

(高橋)